

令和2年度 第7回葛飾区農業委員会総会議事録

(令和2年10月20日)

1 日 時 令和2年10月20日(火) 午後4時00分

2 場 所 テクノプラザかつしか 第2会議室

3 出欠席

出席者【委員】 会長 木下 憲明
委員 若林 武人
委員 佐野 慶一
委員 清水 克幸
委員 持田 昌弘
委員 清水 慶治郎
委員 齊藤 國松
委員 細谷 浩
委員 三田 浩祥
委員 梅沢 とよかず
委員 山本 ひろみ
委員 前田 芳幸

【事務局】 産業観光部長 酒井 威
産業経済課長 倉地 儀雄
経済企画係長 鈴木 正明
経済企画係員3名 金室 久保 埜

4 議 事 (1) 開会
(2) 議案
(3) 報告事項等
(4) その他
(5) 閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から令和2年度第7回葛飾区農業委員会総会を開会致します。
庶務報告を【事務局】からお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は12名です。農業委員会法第27条3項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立致します。

【議長】

ありがとうございました。

【事務局】

机上にSDGsのチラシとバッジを配布させていただきました。皆様ご活用していただければと思います。

【議長】

続きまして、議案第14号（引き続き農業経営を行っている旨の証明について）について、【事務局】より説明をお願いします。

【事務局】

（事務局説明）

【持田委員】

別紙資料のとおり、現地を確認し、画像を撮影した結果を伝える。

【議長】

ご承認よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、この議案を承認します。

引き続きまして、議案第15号（引き続き農業経営を行っている旨の証明について）について、【事務局】より説明をお願いします。

【事務局】

（事務局説明）

【若林委員】

別紙資料のとおり、現地を確認し、画像を撮影した結果を伝える。

【議長】

ご承認よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、この議案を承認します。

続きまして、議案第16号（引き続き農業経営を行っている旨の証明について）について、【事務局】より説明をお願いします。

【事務局】

（事務局説明）

【清水克幸委員】

別紙資料のとおり、現地を確認し、画像を撮影した結果を伝える。

【議長】

ご承認よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、この議案を承認します。

続きまして、議案第17号(生産緑地に係る農業の主たる農業従事者の証明について)について、**【事務局】**より説明をお願いします。

【事務局】

(事務局説明)

【清水克幸委員】

別紙資料のとおり、現地を確認し、画像を撮影した結果を伝える。

【議長】

ご承認よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、この議案を承認します。

続きまして、(3)報告事項等を**【事務局】**よりお願いします。

【事務局】

それでは、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは引き続き、(4)その他について、**【事務局】**よりお願い致します。

【事務局】

それでは、資料1をご覧ください。「農地パトロールの通知内容」について、ご説明致します。(別紙にて説明)

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

【前田委員】

客観的事実（農地の状況）に対して、警告文を送るべきだと思います。

【議長】

農地パトロール時点での農地状況に対して、警告文を送付するということが良いでしょうか。

（異議なし）

また、警告文の内容は事務局案でよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、事務局で対応をお願いします。

その他、ご質問等ございますか。

（質疑なし）

引き続き【事務局】より、「その他」についてよろしくお願い致します。

【事務局】

それでは、資料2をご覧ください。「第7回改正生産緑地法等説明会・相談会の実施報告について」、ご説明致します。（別紙にて説明）

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

（質疑なし）

それでは引き続き【事務局】より、「その他」についてよろしくお願い致します。

【事務局】

それでは、資料3をご覧ください。「東京都指導農業士の推薦について」、ご説明致します。（別紙にて説明）

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

（質疑なし）

それでは引き続き【事務局】より、「その他」についてよろしくお願い致します。

【事務局】

それでは、資料4をご覧ください。「第34回野菜収穫オリエンテーリングについて」、ご説明致します。（別紙にて説明）

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

（質疑なし）

それでは引き続き【事務局】より、「その他」についてよろしくお願い致します。

【事務局】

それでは、資料5をご覧ください。「第57回葛飾区秋野菜品評会及び第62回葛飾区野菜立毛品評会の開催に伴う後援等について」、ご説明致します。(別紙にて説明)

【議長】

ただ今の件について、ご質問等ございますか。

(質疑なし)

他に何かございますか。

【前田委員】

警告文の中の、「生産緑地内雑種地」という評価基準は主税局が作るものですか。

【事務局】

そのとおりです。

【議長】

主税局から、農業委員会に対して農地性があるかどうかの問合せが来たときのために、農地パトロールの結果を残しておくことが大切になる。

【前田委員】

客観的に資料を残しておくことが大切ということですね。

【議長】

そうです。

他に何かございますか。

意見もないようですので、これにて、令和2年度第7回葛飾区農業委員会総会を閉会致します。